

防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託候補者
選定委員会設置要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務について、プロポーザル方式により委託候補者を選定するため、防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 評価の基準及び方法に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査に関すること。
- (3) 委託候補者の選定に関すること。
- (4) その他委託候補者の選定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者、福祉関係団体、運営関係団体、行政関係者から選任する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日をもってその効力を失う。